

議案第32号

東郷町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について

東郷町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年5月31日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、不妊治療費の助成の対象者の範囲を広げるため必要があるからである。

東郷町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

東郷町不妊治療費の助成に関する条例（平成19年東郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 この条例において「夫婦」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 戸籍謄本その他法律上の婚姻関係にあることを証する書類により婚姻の確認ができるもの

(2) 規則で定める書類により事実上婚姻関係と同様の事情にあることの確認ができるもの

第3条第2項第1号中「からの」を「から精子、」に改め、同項第2号中「夫」の次に「（前条第2項第2号に掲げるものに係る者を含む。次号において同じ。）」を、「妻」の次に「（前条第2項第2号に掲げるものに係る者を含む。次号において同じ。）」を加える。

第5条中「、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき婚姻の届出をした夫婦（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民にあっては、戸籍法に基づく届出その他の届出により婚姻をした夫婦）で」を削り、「該当する者」の次に「（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民に限る。）」を加え、同条第1号中「夫及び妻の両方又はいずれかの者」を「夫婦の一方又は双方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東郷町不妊治療費の助成に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

議案の概要

1 改正理由

国及び愛知県の支援制度の拡充に準じ、不妊治療費の助成の対象者の範囲を広げるため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 夫婦の定義に事実上婚姻関係にあるものを加えること。（第2条第2項関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用すること。